



山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月10日

山形県後期高齢者医療広域連合長

市川昭男

山形県後期高齢者医療広域連合条例第2号

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年形広連条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「又は附則第21条」を「、附則第21条又は附則第24条」に改め、同条第6号中「又は附則第22条」を「、附則第22条又は附則第25条」に改める。

附則第3項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。